

事 務 連 絡
平成 2 2 年 1 1 月 1 日

各 地方厚生（支）局 医療課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型
(HTLV-1) 抗体検査の実施について (情報提供)

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、標記について、平成 2 2 年 1 1 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について」を別添 (写) のとおり各都道府県、政令市及び特別区あて送付したところ
です。

つきましては、市町村が実施する妊婦健康診査において、粒子凝集法 (PA 法)、又は、酵素免疫抗体法 (EIA 法) による HTLV-1 抗体検査が実施されること、その結果が陽性の場合には、ウエスタンブロット法 (WB 法) による精密検査が実施されること等について、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

(連絡先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課
森岡、小林

TEL : 03-5253-1111

(内線 7939)

FAX : 03-3595-2680





雇児母発1101第1号

平成22年11月1日

各〔都道府県
政令市
特別区〕母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1型
(HTLV-1)抗体検査の実施について

成人T細胞白血病(ATL)やHTLV-I関連脊髄症(HAM)の原因であるヒト白血病ウイルス-1型(以下「HTLV-1」という。)については、主な感染経路が母乳等を介した母子感染であること、母乳の授乳期間が長くなれば児のHTLV-1感染率が上昇することが指摘されている。

このため、妊娠期においてHTLV-1感染の有無を調べ、この結果に応じた母子感染予防対策を実施することが必要であり、今般、別添のとおり、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査を適切に実施する際に必要な事項をとりまとめたところである。各都道府県におかれては、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、本通知を踏まえ、妊婦健康診査においてHTLV-1抗体検査を実施する等積極的な取組が図られるよう、貴管内市町村及び関係団体等に対し、周知徹底をお願いする。

(別添)

第1 妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の目的

妊婦に対してHTLV-1母子感染に関する正しい知識を普及させるとともに、妊婦が自身のHTLV-1感染の状況を認識し、必要に応じて事後の保健指導等を受け、HTLV-1の母乳を介した感染の危険性を低減することにより、母子感染の防止を図ることを目的とする。

第2 妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の実施について

1 対象者

市町村が実施する妊婦健康診査を受ける者を対象とする。

2 実施に当たっての基本的事項

- (1) 市町村は、妊婦健康診査における HTLV-1抗体検査等について、地域の医師会等の理解と協力を得るとともに、医療機関、検査機関等と十分に調整を図る。
- (2) 市町村は、妊婦健康診査における HTLV-1抗体検査の実施に当たって、妊婦に対して、HTLV-1抗体検査の意義や実施の方法等について、わかりやすいパンフレットや Q&A を活用する等して、十分に周知を図る。
- (3) 市町村は、必要に応じて都道府県等の協力を得て、HTLV-1母子感染に関する正しい知識の住民への普及、医療機関との連携等妊婦健康診査における HTLV-1抗体検査の実施等が円滑にできるよう体制の整備に努める。

3 実施時期

妊娠30週頃までに、妊婦健康診査を受診した際の血液検査において実施する。なお、妊娠30週頃を超えて、初めて妊婦健康診査を受診する等の事情がある場合はこの限りでない。

4 妊婦健康診査における実施方法

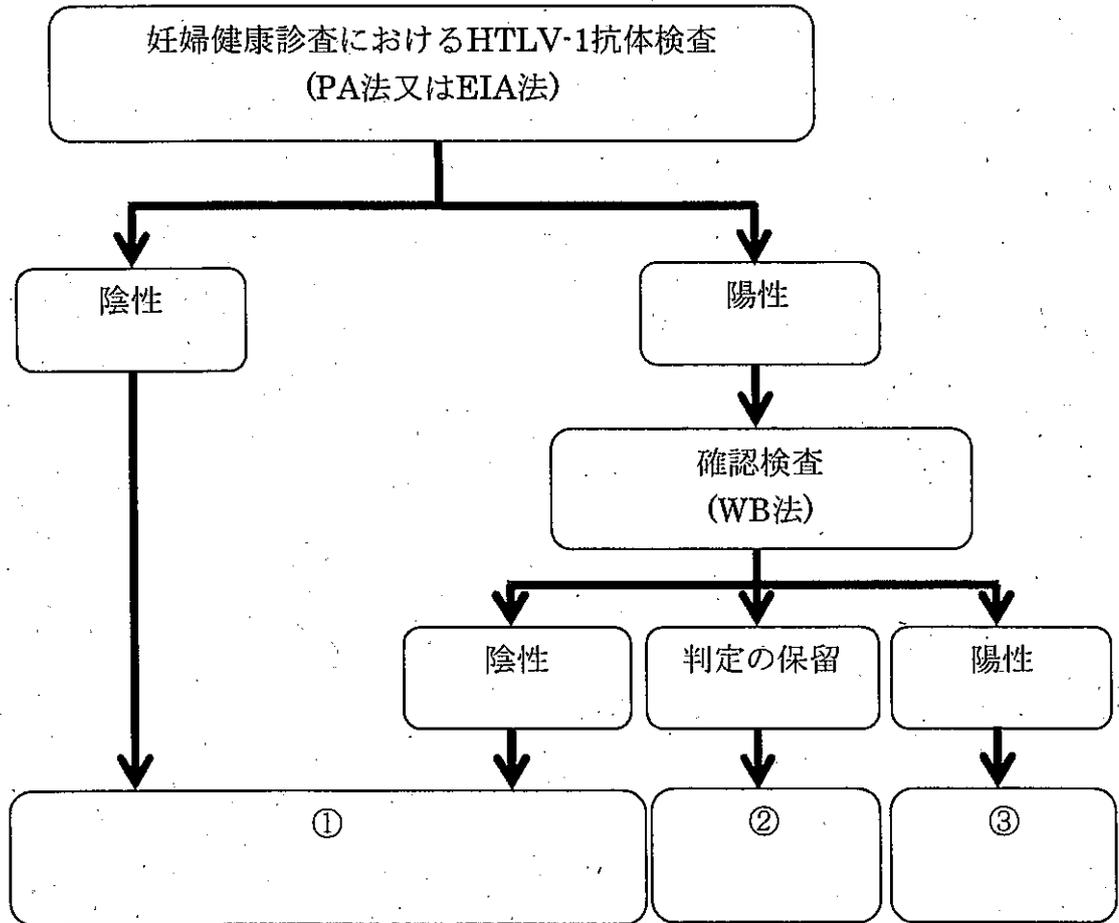
妊婦健康診査における HTLV-1抗体検査は、粒子凝集法 (PA 法) 又は酵素免疫測定法 (EIA 法) のどちらか一方で行う。

第3 その他の留意事項について

- 1 HTLV-1抗体検査の結果が陽性を示す場合は、その結果のみから HTLV-1に感染していると判断することはできず、ウエスタンブロット法 (WB 法) による精密検査が必要である。また、その結果の判定までの流れは別紙のとおりである。

- 2 「ヒト白血病ウイルス・1型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について」
(平成22年6月8日、雇児母発0608第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「HTLV-1 母子感染予防保健指導マニュアル (平成6年3月、平成5年度厚生省心身障害研究「母子感染防止に関する研究」分担研究班「HTLV-1 母子感染の長期追跡および保健指導に関する研究」(分担研究者:衛藤隆)作成)」等これまでに作成されている資料、報告書等を必要に応じて参考にすることが望ましい。
- 3 その他妊婦健康診査に係る共通事項及び必要事項については、「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」(平成8年11月20日雇発934号厚生省児童家庭局長通知)及び「妊婦健康診査の実施について」(平成21年2月27日雇児母発0227001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)を参考にすること。

(別紙)



※判定

- ① HTLV-1に感染している可能性は低い
- ② HTLV-1に感染しているか現在のところ不明
- ③ HTLV-1に感染している可能性が高い (HTLV-1キャリアとして対応する)